

(第九二函一〇括・一一括)

## 幕末期安倍寺の境内整備——近世末寺史料の一例として——

山田 淳平

東大寺には近世の末寺関係の史料がまとまつて残されている。今回の調査での整理に従つて列記すれば、五劫院・眉間寺・元興寺・空海寺・新薬師寺・永福寺・馬場村金龍寺・同村福藏寺・高山法楽寺・安倍寺・広瀬村西迎寺・上深川村元薬寺・下深川村帝釈寺・下萩村淨土寺・勝原村薬師寺・毛原村長久寺・杉原村善福寺・下笠間村宮坊などである。

本寺である東大寺に末寺からの願書・届出書類が集積されたものであり、眉間寺といった廃寺となつた寺院の名前も見え、近世の諸寺院の実態を知るため有用な史料群であると言える。本稿では、末寺史料のなかでもまとまつた分量を占める、安倍寺関係の史料の一部を紹介する。

安倍寺関係の史料は、概ね享保年間から明治初年に至る一八八点が存する。

多くは安倍寺から本寺である東大寺の年預五師に提出された願書や届書で、住持の任免や領知朱印状の授受、境内の普請・作事、芸能興行の許認可など、その内容は多岐にわたる。<sup>(1)</sup>ここに紹介するのは、幕末期に集中的に見られる、境内諸施設の整備に係る史料群である。

安政六年(一八五九)に出願された晴明公社の建て替え【史料4】を皮切りに、万延元年(一八六〇)には茶所及び文殊院納屋の修覆【史料5】、元治二年(一八六五)には安倍仲麻呂御靈社の再建【史料6・7・8】、慶応二年(一八六六)には大日堂・白山権現社拝殿・庫裏・玄関・長家門の修覆【史料9・10】、更に同年内には四国八十八ヶ所と西国三十三ヶ所の石仏を境内に移し【史料12】、翌慶応三年(一八六七)には移しの成就に伴つて茶所の建立が出願されている【史料11】。

注目されるのは、晴明公社や安倍仲麻呂御靈社といった、安倍寺ゆかりの人々を祀る諸社を整備している点や、既存の堂舎の修覆に加えて、四国八十八ヶ所、西国三十三ヶ所といった新規の建立が複数みられる点である。

元治二年(一八六五)に再建が出願された安倍仲麻呂御靈社は、永禄六年(一五六三)に伽藍とともに焼失したとされるもので、当初、安倍寺から南西の方角に存する飛地の「安倍仲麻呂旧跡」<sup>(2)</sup>に再建が企てられたものであつた【史料6】。ただし、遠隔地では管理が行き届かないことで、旧跡にはそれを示す「立石」を建てるのみとし、御靈社は寺内の奥ノ院に仮鎮座することとなつていて【史料7】。

【史料8】では今少し詳しい経緯が述べられており、それによると、御靈社の風除けのための樹木によつて安倍村(阿部村とも)の田地に差し支えがあるという安倍村からの申し出があつたとされる。一方で、安倍村からは「再建手伝」として銀子三貫目が寄附されることもなつており、御靈社の再建が、寺内だけでなく安倍村との関係性のなかで進められていった様子が見て取れる。あわせて、文殊講も茶所の再建の仕上げにかかつていていたことが述べられており、境内整備に当たつて村や講が深く関与していくことがうかがわれる。

また、【史料7】に「近々仲麻呂公千百年廻忌ニ相当り候ニ付」とあるように、この御靈社の再建が仲麻呂一一〇〇年忌を目指して企画された点も注目される。これに先立つ嘉永七年(一八五四)には、安倍晴明八五〇回忌に臨んで、遠忌法事を行うとともに、「靈仏靈宝」の観覽が計画されていた【史料3】。この計画は、当時安倍寺と安倍村役人の間で不和を生じ訴訟沙汰となつていていたため、法事の執行のみとなつたようであるが、この後安政六年(一八五九)には境内の晴明公社の建て替えが行われており【史料4】、晴明関係の境内整備が進められている。安倍仲麻呂や安倍晴明といった安倍寺ゆかりの人物たちの遠忌を契機として、参詣者の誘引を図つていた様子が見て取れ、興味深い。

御靈社再建の翌年慶応二年(一八六六)に出願されたのが、四国八十八ヶ所およ

び西国三十三ヶ所の移しの石仏の造立である【史料12】。四国八十八ヶ所は天保年間に一度出願されていたようであるが、四十四軀を調えたところで中絶していたらしい。それを仁王堂村<sup>(3)</sup>の米屋徳兵衛なる人物の篤志によつて、八十八ヶ所の残り一三二軀に西国三十三ヶ所の三十三軀の石仏を合わせて造立したものであつた。この翌年の慶応三年（一八六七）には両石仏の成就に伴つて茶所一宇の建立が出願されているので【史料11】、これも一定の参詣者を見込んだものであったのだろう。

幕末期の安倍寺は、財政的にかなり逼迫していたようで、嘉永元年（一八四八）には東大寺年預から桜井村辻市兵衛、安倍村五郎兵衛・佐右衛門<sup>(4)</sup>に対して、文殊講や村役人の協力による「改革仕法」の遂行が依頼されている【史料1】など、財政再建が課題となつていた<sup>(5)</sup>。当該期における積極的な境内整備は、あるいは参詣者等による増収を目論んだものであろうか。

これらのように、幕末期の安倍寺関係史料からは、幕末期の安倍寺が積極的な境内整備を進めていたこと、また、堂舎の作事にあたつて村や講が相当の出金をするなど、安倍寺の運営に地域住民の深い関与が存したことが見て取れるのである。

今回はごく一部の史料を取り上げたに過ぎないが、末寺関係の史料群は、寺院史はもとより、地域史の史料としても今後解説が進められていくべきものであると言えよう。

#### 口上覚

一、当寺末寺安倍山満願寺儀者上古之寺旧趾ニ而寺中坊舍伽藍向等昌隆之地ニ有之候處、追々歲霜を經衰微弥增し大破危急相成、就中近年住侶不行跡之次第も相聞、因茲取締方も被申付候得共、累年之惡弊彼是以借財相嵩、此併差置候而者所詮難相続、寺門破壊之場ニも相至歎ケ敷、右ニ付文殊講中世話方之もの相語合本村庄屋年寄中荷担相頼改革仕法之儀目論度旨大門坊ち願出候ニ付被聞届、借財高取調並仕法立方等之義被尋入候所、別紙帳面被差出致承知候、右邊之儀者万端於本寺主法可致之處、手遠之地不案内之事故難行届、依而今般其元殿江御任せ取締仕法之儀、厚御頼可申入候、此度處者寔ニ一寺興廢ニも相拘り候儀ニ付、不容易儀幾重ニも御究考無益之失却相立不申様御取斗、尤借財口々高利之趣ニ付年内之収納物并本村出作之徳米等引当ヲ以一手ニ相束ネ借入減し替、來ル酉年暮ろ亥年迄向十五ヶ年ニ皆済之積り、猶又安倍山住侶之儀者右仕法年限中行跡御取締御座候様致し度、自然心得違筋者早速御注進有之度、都而其元殿寺元藤井宗右衛門等江御談し可被申候、前書之通改革年限中御任せ申置候上者、興隆助成相成候様無斟酌御配斗頼入候、右之趣一山衆評之上取究候儀ニ付、聊無御疑念御世話所希候、以上、

東大寺

年預當役家來

治田貞輔（印）

同

増田元立（印）

嘉永元年申十一月

同

堀池道悦（印）

【史料1】第九二函一〇括28号「東大寺年預當役家來治田貞輔他三名連署願書」  
（包紙）  
「口上書  
一通」

赤井玄仙(印)

桜井村

辻市兵衛殿

阿部村

五郎兵衛殿

同

佐右衛門殿

前書之通頼入候儀相違無之候、仍而奥印如件、

年預

龍松院(印)

【史料2】第九二函一〇括29号「御末寺安倍山大門坊請書」

(包紙)

〔上〕

安倍山

嘉永四亥年九月十九日

大門坊(印)

御本寺

東大寺

前御年預所様

【史料3】第九二函一〇括30号「御末寺安倍山大門坊病氣代先住弘応届書」

(包紙)

〔五

上  
御末寺  
安倍山  
大門坊

乍恐書附ヲ以御断奉申上候

一、当三月晴明八百五十回忌ニ相当り候ニ付、去月廿八日 御奉行所表ヘ御遠

忌法事執行仕度并靈仏靈宝諸人ヘ為拝申度旨、御願奉申上候處、當時安倍  
村役人共ニ拙僧相手取出入中ニ付靈宝等為拝之儀者右出入相濟候前差扣可  
申旨被仰附、尤御遠忌法事執行之儀者御憐愍ヲ以御聞込置ニ相成候間、  
此段乍恐書附ヲ以御断奉申上候、以上、

御末寺

嘉永七寅三月二日

安倍山

大門坊

病氣代

先住

弘応(印)

一、安倍山之儀、近來大借及困窮山内難立行候ニ付、去ル嘉永元申年從 御本  
寺様 御憐愍ヲ以御仕法被仰附候、世話人共無其儀兔角不当之儀有之候ニ  
付、則旧冬蒙 御尋有体奉申上候處、 御威光ヲ以御糺明被仰附、然ルニ  
未算用出入銀高不相訛候ニ付、此度右世話人御断切ニ相成候趣拙僧ヘ被  
仰達恐入奉畏候、左候ハ、是迄世話人取替銀高明白ニ算用相立候上ハ何  
時ニ而も当地下三条口田嘉兵衛ら出銀致くれ無異儀 御本寺様ヘ奉差上候  
約定仕置候間、此段相違無御座候、依而御受書奉差上候、以上、

御末寺



乍恐御願奉申上候

御末寺安倍山

満願寺

年預

文殊院

〔史料6〕第九二函一一括131号「安倍山年預文殊院願書」  
(包紙)

「上

御末寺  
安倍山  
文殊院」

茶所  
桁行 四間  
梁行 三間  
但し壱間ひさし附

(図略)

乍恐書附ヲ以御願奉申上候  
御末寺  
安倍山  
文殊院

文殊院納屋

桁行 七間  
梁行 式間半

但し壱間ひさし附

(図略)

一、今般繪図面之通り茶所桁行四間、梁行三間、壱間ひさし附、屋根瓦葺并文

殊院納屋桁行七間、梁行式間半、壱間庇附、屋根瓦葺、右式ヶ所先年相倒

れ候故取崩有之候処、此度古木三新木ヲ取交江如元再建修覆候間、依之御  
奉行所江相願申度奉存候間、先例之通り御添翰頂戴仕度、此段奉願上候、

右 御許容被成下候ハ、難有奉存候、以上、

安倍山

年預

文殊院(印)

万延元申年九月廿一日

文殊院(印)

元治二丑年二月廿三日

御本寺

東大寺

御年預所

東大寺

御年預所

慶応元丑年

十二月十五日

文殊院(印)

【史料7】第九二函一一括132号「安倍山文殊院願書」

乍恐御願奉申上候

御末寺

安倍山

文殊院

一、当山飛地境内安倍仲磨公旧跡四十間四方伽藍地ニ御座候處、去ル永祿六年及焼失歎ヶ敷罷在候折柄、最早近々仲磨公千百廻忌ニ相当り候ニ付、御靈社再建仕度旨、則当三月御願奉申上候處、御許容被成下難有奉存、然ル上ハ右飛地江御社再建可仕之處、右飛地之儀、当山より未申の方ニ相当リ四五町余り隔在之、當時山内住僧甚以無人ニも御座候故社參花水供等自然行届キ兼候様奉存候間、御旧跡之処今般如何とも相改四方境内仲磨公御旧跡等申立石ヲ相立、其中ニ往古凡畝歩武畝余り之芝塚等ハ其儘ニ致し置、此度御靈社再建十分一之御社ヲ山内ニ空地多分御座候故、御社之儀ハ右之奥ノ院江當時仮鎮座仕度、院ニ六ヶ年以前晴明公御靈社之儀も御旧跡御座候得共、右旧跡ハ其儘ニ致し置、山内文殊宝物西之方へ鎮座仕候近例も御座候ニ付、甚以恐多御願ニ御座候得共、何卒格別之、御仁恵ヲ以御靈社再建御引立等、御恩召被為成下、前段之通り山内奥ノ院江右仲磨公御靈社仮鎮座偏ニ御許容被成下度伏て奉願上候、右之趣、御聞済被為成下候ハ、重々難有仕合ニ奉存候、以上、

御末寺

安倍山

東大寺

御年預所

【史料8】第九二函一一括133号「安倍山文殊院願書」

乍恐別紙御歎願奉申上候

一、今般仲磨公十分一之御社再建御旧跡江可仕之處、安倍村西手ニ而少々地所高キ故折々大風之節ニ自然御社へ相当り何連風難之然ヲ相除キ候様樹木等植立候ハ、後日立延候節、村方本田之差支ニも多分相成候由ニ御座候、左之村方一統迷惑仕候段相歎キ候故、尤御旧跡之内前々村方へ相任開発致シ在之候畠地之分是迄之通り村方へ小作支配相任せ置、則六ヶ年以來取調仕年々玄米壹石三斗ツ、御上納山内へ相納來り、右毎年納米之儀ハ向後仲磨公御祭日ニハ御神供米等ニ相用申度、就而ハ當時節柄ニ付請負大工ヲ申立候ハ、白木惣檜木作りニ仕、御靈社并鳥居築地石垣等造り上ケ之凡十貫目余り相懸り候趣、甚以貧地之山内故心痛仕居、然ルニ文殊講中共も漸々茶所再建仕上ケ候折柄ニ御座候得共、右ハ仲磨公鎮座之儀奥ノ院ニおいて出来候事ニ候ハ、尚又村方一統申談し、此度再建手伝と申て銀子三百目無相違寄附可仕旨慥ニ申吳、且又多向勧入之儀も如何も世話可仕候様申也、旁々以當時奥ノ院江鎮座致し度奉存候間、何卒

出格之御憐愍ヲ以此段深

御堅慮之御沙汰幾重ニも奉取縋り候、右別紙御歎願奉申上候通り聊相違無

御座候間、偏ニ 御聞濟被為 成下候ハヽ難有仕合ニ奉存候、以上

(図略)

御末寺

安倍山

文殊院

慶応元丑年

十二月十五日

御本寺

東大寺

御年預所

一、当寺  
庫裏  
梁行三間  
前後三流式間宛之庇付

一棟  
玄関  
梁行十式間  
屋根瓦葺

軒先玄関  
屋根瓦葺

梁行式間

桁行三間

屋根瓦葺

絵様無御座候

(図略)

長家門

桁行式間半  
屋根瓦葺

桁行八間

絵様無御座候

屋根瓦葺

(図略)

前并左右三方ニ堀間宛之板縁付

右大日堂并白山大権現社之拝殿等者近年破損ニ相成候ニ付、朱引之通朽損

候大日堂三方板縁并屋根無古木并拝殿屋根地無古木等新木を以取替屋根替

建之儘修覆、猶又当寺庫裏玄関一棟并長家門等ハ大破ニ付此度取崩シ古木

ニ新木取交建替ニ御座候、

右之通相違無御座候、以上、

安倍山

慶応二寅年二月廿八日

文殊院

(図略)

白山権現社

拝殿

梁行式間  
桁行三間

屋根瓦葺  
絵様無御座候

一、当山ニ在之候  
大日堂

梁行四間  
桁行四間

前并左右三方ニ堀間宛之板縁付  
屋根瓦葺  
絵様無御座候

【史料9】第九二函一一括134号「安倍山文殊院願書」  
奉差上図面  
安倍山  
文殊院  
大日堂  
一、当山ニ在之候  
前并左右三方ニ堀間宛之板縁付

泰  
文  
安  
大  
當

文

大

日

堂

一

、

當

山

ニ

在

之

候

前

并

左

右

三

方

ニ

堀

間

宛

之

板

縁

付

屋

根

瓦

葺

絵

様

無

御

座

候

前

並

左

右

三

方

ニ

堀

間

宛

之

板

縁

付

屋

根

瓦

葺

絵

様

無

御

座

候

前

並

左

右

三

方

ニ

堀

間

宛

之

板

縁

付

屋

根

瓦

葺

絵

様

無

御

座

候

前

並

左

右

三

方

ニ

堀

間

宛

之

板

縁

付

屋

根

瓦

葺

絵

様

無

御

座

候

前

並

左

右

三

方

ニ

堀

間

宛

之

板

縁

付

屋

根

瓦

葺

絵

様

無

御

座

候

前

並

左

右

三

方

ニ

堀

間

宛

之

板

縁

付

屋

根

瓦

葺

絵

様

無

御

座

候

前

並

左

右

三

方

ニ

堀

間

宛

之

板

縁

付

屋

根

瓦

葺

絵

様

無

御

座

候

前

並

左

右

三

方

ニ

堀

間

宛

之

板

縁

付

屋

根

瓦

葺

絵

様

無

御

座

候

前

並

左

右

三

方

ニ

堀

間

宛

之

板

縁

付

屋

根

瓦

葺

絵

様

無

御

座

候

前

並

左

右

三

方

ニ

堀

間

宛

之

板

縁

付

屋

根

瓦

葺

絵

様

無

御

座

候

前

並

左

右

三

方

ニ

堀

間

御本寺  
東大寺

御年預所

【史料 11】第九二函一一括 136号「安倍山文殊院願書」

乍恐御願奉申上候

御末寺安倍山  
文殊院

一、昨年四月奉申上候處、奉蒙 御許容御當山境內之内へ新四國八十八ヶ所并西國三十三所漸々此中石仏成就仕候ニ就而ハ、今般茶所一宇建立仕度候間、何卒格別之

御憐愍ヲ以御許容被為 成下度奉願上候、尤先格之通り御奉行所表相願申度奉存候間、乍恐御添翰頂戴仕度、此段宜敷奉願上候、右之趣 御聞濟被為 成下候ハ、難有奉存候、以上、

安倍山

慶応三卯四月一日 文殊院(印)

御本寺

東大寺

御年預所

一、当山内ニ在之候大日堂梁行四間、桁行四間、前并左右三方ニ壹間宛之板縁付、屋根瓦葺并白山大權現社之拝殿梁行式間、桁行三間、屋根瓦葺、猶又当寺庫裏玄関一棟、庫裏梁行三間、桁行拾式間、前後三流式間宛之庇付、屋根瓦葺、軒先玄關梁行式間、桁行三間、屋根瓦葺、長家門梁行式間半、桁行八間、屋根瓦葺、右之通往古方在來り候所、大日堂并白山大權現之拝殿等者近年破損ニ相成候ニ付、右大日堂三方板縁屋根地垂木、白山大權現之拝殿屋根地垂木等ハ新木を以取替屋根葺替、建之儘修覆、猶又当寺庫裏玄關一棟并長家門等者近年大破ニ付、此度取崩シ古木ニ新木取交如元建替仕度奉存候ニ付、委細別紙ニ差図面奉差上候、右之趣御聞届被成下候上者、御奉行所江戸出度奉存候間、御暇并御添書被下置度、此段奉願上候、御聞届被 成下候ハ、難有奉存候、以上、

安倍山

(図略)

梁行三間

桁行五間

但シ惣瓦葺

右之通りニ御座候、以上、

慶応二寅年二月廿八日

文殊院(印)

御本寺  
東大寺

御年預所

【史料 10】第九二函一一括 135号「安倍山文殊院願書」

奉願上口上書

安倍山  
文殊院

【史料12】第九二函一一括7号「安倍山文殊院弘応届書」

(※追筆を除き全文抹消)

乍恐御届ヶ奉申上候

御末寺安倍山  
文殊院

一、去ル天保度ニ御届ヶ奉申上候当山新四国八十八ヶ所造立之儀、御歎奉申上御許容被為成下難有奉存、然ル處其頃漸々四十四軀丈ヶ出来、是迄中絶致し有之歎ケ敷奉存、就而ハ此度隣村仁王堂村米屋徳兵衛ト申ものハ元來信心之者ニ付、願人四人発起人相成吳、且諸方世話人共ら夫々施主家へ相勧メ新四国八十八ヶ所石仏不足之分百三十二軀、且又新西国三十三ヶ所石仏三十三軀、右両様とも奉移当山境内江候間、乍恐此段書付ヲ以御届ケ奉申上候間、何卒此段御許容被成下度奉願上候、右御聞済被成下候ハ難有奉存候、以上

安倍山  
文殊院

慶応二寅年六月十二日  
文殊院

弘応(花押)

御本寺  
東大寺  
御年預所

(追筆)

「本紙別ニ有之候、  
認替相成不用之届書、」

## 註

(1) 近世の安倍寺に言及したものとして、東快應『安倍文殊院史』(安倍文殊院、一九九九)がある。

(2) 寛文期以降の安倍寺の景観を描いた絵図「南都東大寺末寺大和國十市郡真言宗安倍山」(奈良県立図書情報館所蔵)には「伽藍跡芝地」が書き込まれており、「当山ヨリ三十間程西未申方ニ而此地メン支配仕居申候」との注記がある。

(3) 桜井村の枝郷とされる仁王堂村と思われる。「御用人馬入用銀滞訴訟返答書」(東新堂区有文書)、「桜井市史 史料編 下巻」(桜井市役所、一九八一)に「桜井村之内枝郷仁王堂村」が見える。

(4) 『桜井市史』によると、弘化三年(一八四六)に安倍村の油屋佐右衛門の名前が見出せ、あるいはこの人物か(中西家大坂油引合日記)(阿部、中西正光文書)(前掲『桜井市史 史料編 下巻』)。とすれば阿部村の年寄を務めていた家柄である。

(5) 嘉永四年(一八五二)には、仕法の世話人たちに「不当之儀」があり、世話人による仕法は解消されたようである【史料2】。

(奈良県文化・教育・暮らし創造部 文化財保存課 美術工芸担当 主査)